

令和８年度奈良県広域水道企業団動画制作業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和８年７月３０日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

１．委託業務の概要

（１）業務名

令和８年度奈良県広域水道企業団動画制作業務

（２）業務内容

別紙「令和８年度奈良県広域水道企業団動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

（３）契約期間

契約締結日から令和９年２月２６日まで

（４）契約金額の上限等

５，３９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本業務完了後、実際に要した経費に基づき精算を行うものとする。

２．参加資格

次に掲げる（１）から（７）までのいずれにも該当する者であること。

- （１）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者で、Ｑ５「広告・イベント業務」で登録している者であること。（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第３０条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (7) 公告の日から起算して過去5年以内に動画制作の委託業務を受託し、同期間内に履行を完了した実績を有するものであること。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に示した資格が備わっていないとき
- (2) 提出書類の提出期限を過ぎたとき
- (3) 本提案に対して、2つ以上の提案をしたとき
- (4) 本提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき
- (5) 経費見積書の金額、住所、代表者名もしくは重要な文書の誤脱があったとき、金額を訂正した経費見積書を提出したとき、または提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (6) 提示した事項及び提案に関する条件に違反したとき
- (7) その他不正な行為があったとき
- (8) プレゼンテーションに欠席したとき

4. 手続き等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古404番地7

奈良県広域水道企業団総務部総務課人事広報係

電話番号：0744-32-1261 ファクシミリ：0744-32-2716

- (2) 実施要領及び仕様書の配布

「令和8年度奈良県広域水道企業団動画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び仕様書は、令和8年7月30日から8月18日までの間、(1)の担当部局又はインターネット上の「奈良県広域水道企業団ホームページ」にて配布・掲出する。

ただし、(1)の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時から17時まで（12時から13時までの間は除く。）とする。

(3) 参加表明書、企画提案書等の提出

詳細は、実施要領に示すところによる。

(4) 説明会の開催

本業務の企画提案に関する説明会は開催しない。

(5) 質問の受付

詳細は、実施要領に示すところによる。

5. 受託者の選定

「令和8年度奈良県広域水道企業団動画制作業務委託業者選定審査委員会」が、提出された企画提案書等により選定を行う。詳細は、実施要領に示すところによる。

6. その他

(1) 本業務の企画提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) その他、詳細は実施要領及び仕様書に示すところによる。